

⑥確定申告会場・相談会

確定申告書作成会場はウィル福島(卸町)です

〈注意〉福島税務署内には会場を開設していません。

- とき／2月2日(月)～3月16日(月)の月～金曜日(祝日を除く)  
午前9時30分～午後4時  
※2月22日・3月1日に限り日曜日も開設します。
  - ところ／福島卸商団地 **ウィル福島**  
(鎌田字卸町10-1)  
※会場にお越しの際は、阿武隈急行が便利です(「卸町駅」下車、徒歩5分)。
  - 対象／所得税および復興特別所得税・消費税・贈与税の申告が必要な方、税金の還付を受ける方
- ※申告書の「復興特別所得税欄」を忘れずに記入してください。
- 問／福島税務署  
☎534-3121  
※自動音声案内で「0」番を選択してください。



◆税理士会による確定申告と税の無料相談会◆

確定申告、市・県民税、その他税金に関することについてご相談ください。はんこや各種証明書などの必要書類をご持参ください。

- ①とき／2月22日(日)・23日(月)  
午前10時～午後4時  
ところ／ユニックスビル8階  
(福島駅東口バス乗場向かい)
  - ②とき／2月22日(日)  
午前10時～午後4時  
ところ／サンライフ福島  
(北矢野目字檀ノ腰6-16)
- 問／東北税理士会福島支部  
☎534-3907

⑤申告時期に多いご質問と回答

	ご質問	回答
1	市・県民税の申告をしないと、どうなりますか？	提出していただく申告書は、市・県民税、国民健康保険税、介護保険料などの算定の基礎資料になります。申告書の提出がないと各種控除が受けられず、これらの金額が高くなってしまったり、公営住宅の入居、就園奨励費助成、国民年金の免除などの申請に必要な所得証明書を取得できなくなります。
2	指定の日時、会場以外でも市・県民税の申告はできますか？	指定日以外の会場でも申告できますので、直接希望の会場にお越しください。事前の連絡は不要です。
3	会場に行くことができないときはどのようにすればよいですか？	郵送で市・県民税の申告ができます。申告書などをお送りしますので市民税課までご連絡ください。市ホームページから申告書をダウンロードすることもできます。
4	公的年金収入が400万円以下ですが市・県民税の申告は必要ですか？ 税務署で申告は不要と言われました。	所得税の還付を受けるための確定申告(還付申告)をする方、または公的年金以外の所得(営業、農業、不動産、給与、一時、給与所得など)の合計が20万円を超え所得税を追加納付する方を除き、確定申告は不要です。 ただし下記に該当する方は <b>市・県民税の申告が必要です</b> 。 ①公的年金以外に20万円以下の所得がある方 ②公的年金支払者に報告した扶養人数などを変更したい方 ③源泉徴収票に含まれていない控除(社会保険料、医療費、生命保険料、地震保険料など)を追加したい方
5	収入が無い場合でも、市・県民税の申告は必要ですか？	収入が無い場合でも申告が必要です。市・県民税(簡易)申告書を提出してください。申告書などをお送りしますので市民税課までご連絡ください。 ただし、配偶者控除、扶養控除の適用によりご自身が扶養されている方は申告不要です(扶養する方が福島市外に居住している場合は申告が必要です)。
6	遺族・障害年金、雇用(失業)保険、傷病手当のみを受給していますが申告は必要ですか？	遺族・障害年金、雇用(失業)保険、傷病手当のみを受給している方も市・県民税の申告が必要です。これらの収入は税額計算上の課税になる収入とは見なされませんが、上記5の収入が無い方の場合と同様に市・県民税の申告が必要になります。
7	少額のパート、アルバイトの収入のみですが、市・県民税の申告は必要ですか(学生の方を含む)？	給与支払報告書が勤務先から市役所に提出されている場合は申告は不要ですが、提出されていない場合は市・県民税の申告が必要です。提出されているかどうかは勤務先にお問い合わせください。
8	市・県民税申告案内書が来ないときは、申告しなくてもよいのですか？	案内書が届かなくても市・県民税の申告が必要な場合があります。申告が必要かどうかはP8、①の確認表により確認してください。 <b>なお、これまで申告案内書が送付されていた方でも、昨年、市の申告会場で確定申告をされた方には、申告案内書を送付しておりません。</b>
9	医療費控除は医療費が10万円以上かかっていないと控除対象になりませんか？	医療費の合計(※)－【(総所得金額×5%)または(10万円)の少ない方】の金額が医療費控除額になりますので、10万円以下でも該当する場合があります。 ※医療費の額は、保険金などで補填された金額を差し引いた後の金額。

住宅借入金等特別控除が拡充されます

市・県民税における住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の対象期間が平成29年12月31日まで4年間延長されました。また、消費税率引き上げに伴う影響から、特例的な措置として平成26年4月1日～平成29年12月31日に住宅を取得し入居した場合の控除限度額が拡充されます。

	改正前	改正後
居住開始年月日	～平成25年12月31日	平成26年1月1日～3月31日 平成26年4月1日～平成29年12月31日
控除限度額	所得税の課税所得金額などの5%(最高97,500円)	所得税の課税所得金額などの5%(最高97,500円) 所得税の課税所得金額などの7%(最高136,500円)※

〔住宅借入金等特別控除とは〕  
次の(1)、(2)のいずれか小さい金額が市・県民税の控除額となります。  
なお、いずれかの金額が0円となる場合は、市・県民税の住宅借入金等特別控除は適用になりません。  
(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額  
(2)①平成26年1～3月入居の方…所得税の課税所得金額など×5%(限度額97,500円)  
②平成26年4月～平成29年12月入居の方…所得税の課税所得金額など×7%(限度額136,500円)※  
※住宅取得の対価に含まれる消費税などの税率が8%または10%の場合の控除限度額であり、それ以外の場合は①の計算方法と同様になります。

上場株式の配当・譲渡所得などに係る軽減税率が廃止されます

上場株式などの配当・譲渡所得などに係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます。

平成27年度

市・県民税改正のポイント